

広島市条例第17号

令和8年3月27日

広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部
を改正する条例

広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年広島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「いう。）」の右に「第10条の5若しくは」を、「第30条の3」の右に「及び第30条の13」を加え、「。以下この号において同じ」を削り、「法第13条」を「これら」に改め、同条第2号中「第30条の3」の右に「及び第30条の13」を加え、同条第3号中「又は第24条第2項」を「、第24条第2項又は第30条の18第2項」に改め、「支給認定証」の右に「又は乳児等支援支給認定証」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。